

平成 18 年 1 月 31 日

内航ケミカル船への有害液体物質排出要件免除等について

国交省総合政策局環境・海洋課海洋室  
環境省地球環境局環境保全対策課

1. 新基準適用の経過措置（前回会議資料7、2頁、5頁）

設備等への新基準適用の経過措置にあわせ、排出方法等に係る新基準適用についても同様の経過措置を設け、定期的検査と同一期日まで延期して頂きたいとのご要望であるが、新基準適用の経過措置については、現在、国交省及び環境省において検討中。

2. 排出海域の緩和（前回会議資料7、6頁）

「領海基線から 12 海里」の基準を「陸岸から 12 海里」と変更欲しいとのご要望であるが、条約上、「最寄りの陸地」とは、「領海基線」と定義されているため変更は不可。

3. 排出方法の緩和（前回会議資料9、6頁）

附属書Ⅱ第 13 規則 2.3 に基づき、Z 類物質について 12 海里以内の排出を認めるべきとのご要望については、現在、国交省及び環境省において検討中。

4. 排出要件の免除（前回会議資料7、6頁）

高粘性物質の予備洗浄の免除等排出要件を緩和して欲しいとのご要望であるが、条約上、物質や貨物倉の品質保持上の理由で排出要件を緩和する根拠規定はないため排出要件を免除することは不可。